

令和3年3月
真岡市

第8期 真岡市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

概要版 (令和3~5年度)



NO.1 ICHIGO CITY
MOKA

《 計画の策定にあたって 》



計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

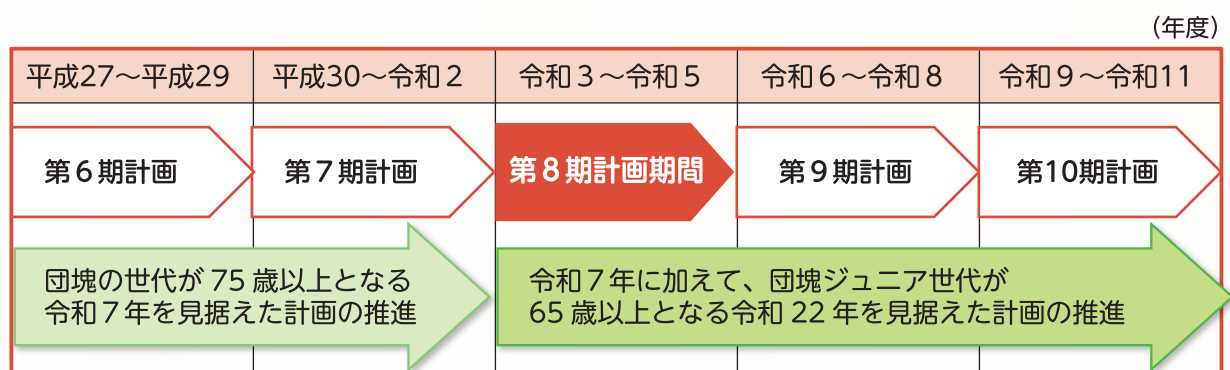
このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

真岡市においては、平成30年3月に策定した「第7期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等に計画的に取り組んできました。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和3年度を初年度とする「第8期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。



《 日常生活圏域の設定 》



「日常生活圏域」とは

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

「日常生活圏域」はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

本市の日常生活圏域の設定について

本市の「日常生活圏域」については、真岡圏域、山前圏域、大内圏域、中村圏域、二宮圏域(久下田地区、長沼地区、物部地区)の5つの圏域とし、各圏域における地域特性と課題の把握に努め、地域密着型サービスの計画的な整備等に努めます。



日常生活圏域別人口・世帯等の状況

	真岡圏域	山前圏域	大内圏域	中村圏域	二宮圏域	市全体
人口	37,712	7,951	6,419	13,007	15,062	80,151
世帯数	15,840	2,820	2,251	4,978	5,603	31,492
高齢者のみ世帯	1,253	231	156	284	468	2,392
高齢者一人暮らし世帯	1,320	248	217	424	510	2,719
高齢者人口 (高齢化率)	8,542 (22.7%)	2,632 (33.1%)	2,164 (33.7%)	3,313 (25.5%)	4,682 (31.1%)	21,333 (26.6%)
前期高齢者人口 (人/%)	4,868 (12.9%)	1,453 (18.3%)	1,202 (18.7%)	1,815 (14.0%)	2,424 (16.1%)	11,762 (14.7%)
後期高齢者人口 (人/%)	3,674 (9.7%)	1,179 (14.8%)	962 (15.0%)	1,498 (11.5%)	2,258 (15.0%)	9,571 (11.9%)
要介護認定者数 (認定率)	1,076 (12.6%)	409 (15.5%)	307 (14.2%)	509 (15.4%)	784 (16.7%)	3,085 (14.5%)

資料：人口、世帯数、高齢者人口は、住民基本台帳(令和2年4月1日現在)

要介護認定者数は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和2年3月末現在)

高齢者のみ世帯数、高齢者一人暮らし世帯数は、民生委員による実態調査(令和2年4月1日見込み数)

《 計画の基本方針 》



基本理念

基本理念(本市が目指す高齢者社会の姿)

高齢者がいきいきと暮らせる 笑顔あふれるまち 真岡

本計画は、『真岡市総合計画』の政策の一つである「笑顔づくり」を踏まえつつ、第7期計画を継承し、「高齢者がいきいきと暮らせる 笑顔あふれるまち 真岡」を基本理念として、高齢者の社会参加や生きがいづくり活動を支援するとともに、介護予防と認知症施策を推進し、高齢者の健康的な生活の支援を図ります。

また、認知症、一人暮らしの高齢者等の増加に対応し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を進めるとともに、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

さらに、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、本市の実情や介護需要等を勘案しながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現を目指します。



《 基本目標 》



基本目標1 健康でいきいきと暮らすことができるまちづくり

高齢者をはじめ、すべての市民がいつまでも要介護状態にならず健やかな生活を送るために、介護予防の意識を高め、高齢者自らが身近な地域で主体的に取り組める環境づくりを推進するとともに、地域と連携した健康づくりや介護予防の取組の充実に努めます。

さらに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生きがいつくりや社会参加を支援します。

基本目標2 共に支えあう安全・安心な地域づくり

一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する現状に対応するため、高齢者の安全・安心対策の充実に努めるとともに、地域住民による声かけや見守り活動等、支え合いによる地域づくり(地域共生社会)を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者を取り巻く環境が大きく変化する中、安心につながるサービスや支援を継続できるよう、新しい生活様式に応じた取組を検討します。

基本目標3 自分らしい生活を送ることができる体制の整備

福祉、保健、医療の各サービス機関の連携による包括的な支援体制(地域包括ケアシステム)や、認知症ケア体制の充実に努めるとともに、要介護状態や認知症の有無に関わらず、その人の意思を尊重し、自分らしくいきいきとした生活を送れるよう権利擁護の充実等も図っていきます。

また、認知症施策においては、「共生」と「予防」の2つが重要であることから、認知症への理解を深めるための活動や、認知機能の低下を予防するための取組の充実に努めます。

基本目標4 介護が必要となっても安心して暮らすことができる体制の整備

介護保険制度の大きな理念は“自立支援”です。自立支援とは「介護を必要としない」ことではなく、その人の意思を尊重して、その人がもつ能力を最大限に活かした介護を行うということです。そのため、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、サービス基盤の整備や介護人材の確保に努めるとともに、介護現場における業務効率化など、介護に携わる人の負担の軽減に取り組むことで、サービスの質の向上を図ります。

《 施策体系 》



基本理念 高齢者がいきいきと暮らせる笑顔あふれるまち 真岡

<p>基本目標 1</p> <p>健康でいきいきと暮らすことができるまちづくり</p>	施策1 健康づくりの推進
	① 高齢期の健康づくりの推進
	② 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進
	③ 健康づくりを支えるための社会環境整備の推進
	施策2 介護予防の推進
	① 介護予防の普及と啓発
<p>基本目標 2</p> <p>共に支えあう安全・安心な地域づくり</p>	② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	施策3 生きがいづくりへの支援
	① 生きがいづくり・社会活動への参画支援
	施策4 支え合いの地域づくり
	① 生活支援体制整備事業の推進
	② 地域支え合い体制の推進
<p>基本目標 3</p> <p>自分らしい生活を送ることができる体制の整備</p>	施策5 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
	① 高齢者の交通安全・防犯対策
	② 新しい生活様式に合わせた取組の検討
	③ 高齢者の防災対策
	施策6 認知症ケア体制の充実
	① 認知症への理解を深めるための普及・啓発
<p>基本目標 4</p> <p>介護が必要となっても安心して暮らすことができる体制の整備</p>	② 認知症支援体制の整備
	施策7 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化
	① 地域包括支援センターの機能強化
	施策8 権利擁護の充実
	① 成年後見制度の利用促進
	② 高齢者虐待防止の強化
<p>基本目標 4</p> <p>介護が必要となっても安心して暮らすことができる体制の整備</p>	施策9 在宅生活と家族への支援の推進
	① 在宅生活と家族介護者への支援
	施策10 在宅医療と介護の連携の推進
	① 医療と介護の連携
	施策11 介護サービスの基盤整備
	① 居宅サービスの充実
	② 地域密着型サービスの充実
	③ 施設・居住系サービスの充実
	④ 介護給付等の適正化(介護給付適正化計画)
	⑤ 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
	⑥ 介護サービス従事者の労働環境等の改善

《 施策関連 》



◆ 施策1 健康づくりの推進

特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、高齢者の特性に合わせた保健指導を推進します。また、市民が健康づくり活動を通じて結びつきを強め、地域でいきいきと安心して暮らせるよう、社会環境の整備を推進します。

1. 高齢期の健康づくりの推進
2. 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進
3. 健康づくりを支えるための社会環境整備の推進

◆ 施策2 介護予防の推進

高齢者の保健事業と連携し一体的に実態把握を行い、健診や介護予防教室等につなぎ、元気な高齢者を増やします。また、地域のすべての高齢者を対象とした、要介護状態になることの予防や、要介護度の重度化の防止につながるサービスを提供します。

1. 介護予防の普及と啓発
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

◆ 施策3 生きがいづくりへの支援

高齢者の生きがいづくり・仲間づくりに関する取組について、老人クラブやシルバーサロン等の居場所づくり、通いの場を確保し、引きこもりがちな高齢者の社会参加を支援します。

1. 生きがいづくり・社会活動への参画支援

◆ 施策4 支え合いの地域づくり

地域のニーズ・課題、多様なサービスの開発、担い手の発掘・育成等に取り組むため、生活支援コーディネーターの配置及び話し合いの場として協議体を設置し、地域住民による見守りや、通いの場、災害対策、移動販売等の活動を実施します。

1. 生活支援体制整備事業の推進
2. 地域支え合い体制の推進

◆ 施策5 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者の移動を念頭に置きつつ、公共交通サービスの充実等を図るとともに、交通環境の整備や交通安全に関する啓発を推進します。

また、高齢者等の緊急時に配慮が必要となる人の安否確認や避難支援、避難所での生活支援を的確に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行い、個別計画の作成を推進します。

1. 高齢者の交通安全・防犯対策
2. 新しい生活様式に合わせた取組の検討
3. 高齢者の防災対策

◆ 施策6 認知症ケア体制の充実

市民の認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動や認知症当事者からの本人発信を促進するとともに、早期発見及び家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域、医療、介護の連携のネットワーク体制を強化します。

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発

2. 認知症支援体制の整備

◆ 施策7 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化

市と地域包括支援センターが一体となって地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため、地域包括支援センターの機能、運営体制を検討し、体制強化を図ります。

1. 地域包括支援センターの機能強化

◆ 施策8 権利擁護の充実

成年後見サポートセンターを中核機関として設置し、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう支援を行います。また、高齢者の虐待防止及び早期発見・対応のため、地域住民や関係機関の高齢者虐待防止に関する意識を高めていくための普及啓発を実施します。

1. 成年後見制度の利用促進

2. 高齢者虐待防止の強化

◆ 施策9 在宅生活と家族への支援の推進

認知症に関する基本的な知識や介護技術の習得、関係制度の理解・活用など、認知症高齢者の家族介護者の支援の充実を図ります。

1. 在宅生活と家族介護者への支援

◆ 施策10 在宅医療と介護の連携の推進

在宅療養を推進するため、医療と介護の連携強化のためのネットワーク構築と地域住民への普及啓発を継続するとともに、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力の強化に努めます。

1. 医療と介護の連携

◆ 施策11 介護サービスの基盤整備

住み慣れた自宅での生活を可能な限り継続できるよう、適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう努めます。また、介護従事者の処遇改善や、介護の仕事の魅力向上に取り組みとともに、ICT等の導入による業務の効率化など、介護現場における負担の軽減、職場環境の改善に取り組むことで、介護人材の確保を図ります。

1. 居宅サービスの充実

2. 地域密着型サービスの充実

3. 施設・居住系サービスの充実

4. 介護給付等の適正化(介護給付適正化計画)

5. 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

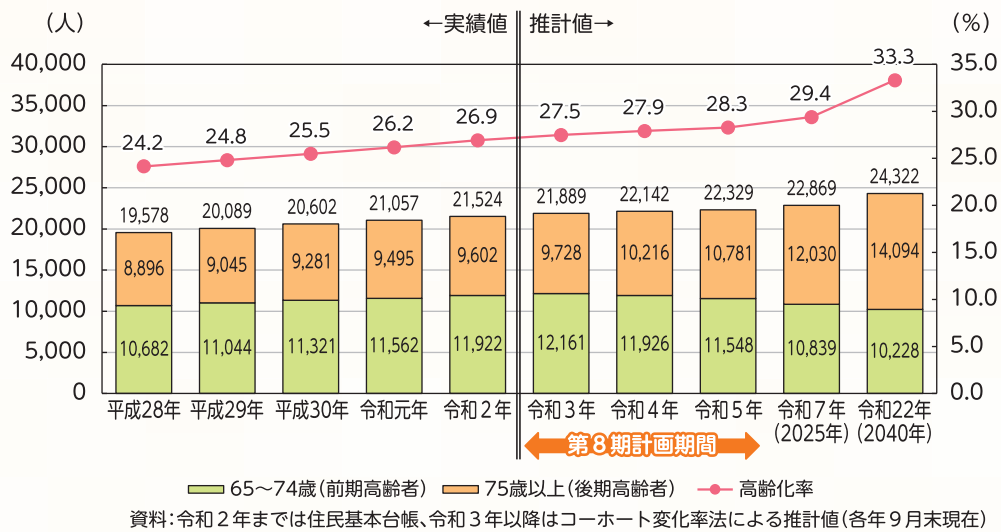
6. 介護サービス従事者の労働環境等の改善

《高齢者人口及び要介護(要支援)認定者数の推計》

令和7年には後期高齢者が前期高齢者を上回る

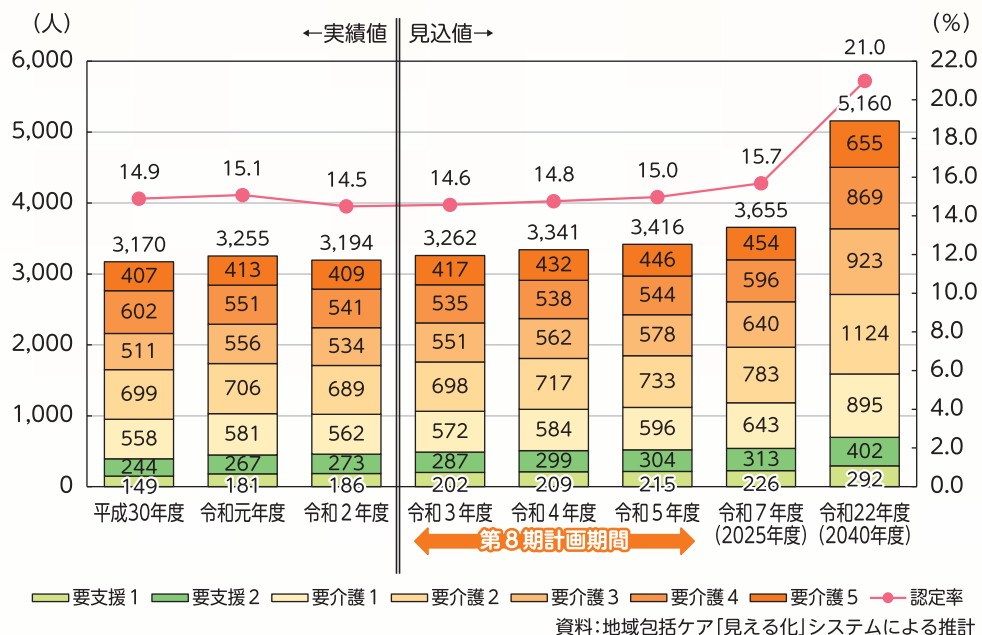
高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年には21,524人となっています。また、増加傾向は令和3年以降も続く見込みとなっており、第8期計画の最終年度である令和5年には22,329人、令和7年には22,869人、令和22年には24,322人になると予測されます。年齢区分別にみると、令和7年以降は、後期高齢者が前期高齢者を上回ると推計されます。

■ 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計



介護給付、予防給付の対象となる要介護(要支援)認定者数(第2号被保険者を含む)を下図のとおり見込みます。

■ 要介護(要支援)認定者数の見込み(第2号被保険者を含む)



※認定者には第2号被保険者を含んでいますが、認定率は第1号被保険者のみの割合となっています。

基盤整備計画

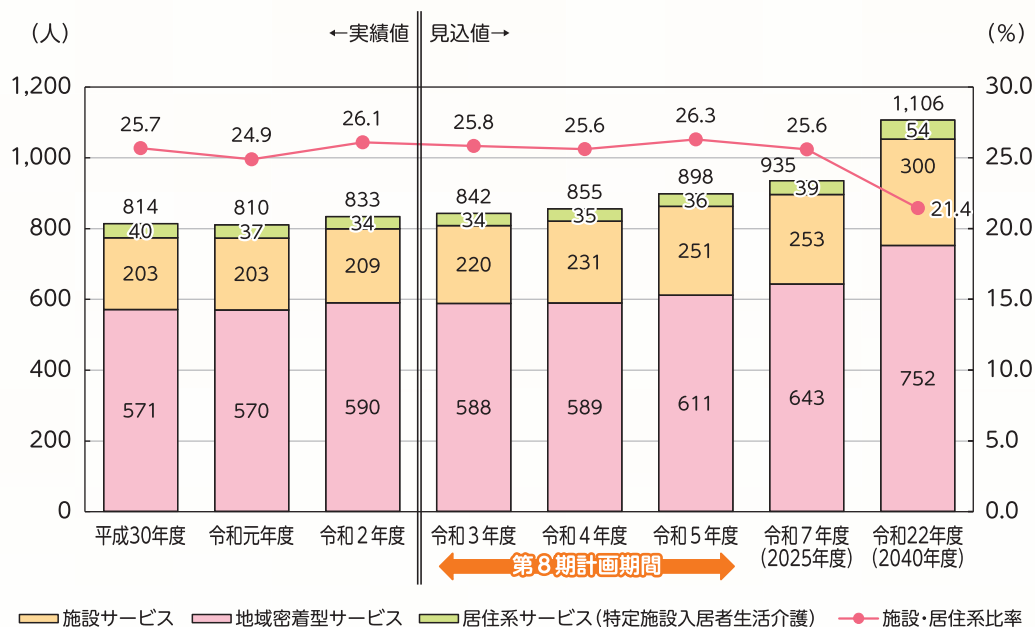
本計画における市内の施設・居住系サービスの整備計画は、次のとおりです。なお、施設・居住系サービス以外の住まいに対する支援については、本市は持家が中心であることから、住宅改修を中心とした在宅生活の支援を進めていきます。また、サービス付き高齢者向け住宅等については、現時点では充足していると考えられますが、特別養護老人ホームやグループホームの待機者等、将来のサービス需要の見込みを踏まえ、国や県と連携し、必要に応じて整備促進を図ります。

種 別	令和 2年度末	整備計画			令和 5年度末	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
特別養護老人ホーム	施設数	5	0	1	0	6
	床 数	292	0	50	0	342
地域密着型特別養護老人ホーム	施設数	5	0	0	0	5
	床 数	145	0	0	0	145
介護老人保健施設	施設数	3	0	0	0	3
	床 数	300	0	0	0	300
認知症高齢者グループホーム	施設数	8	0	1	0	9
	床 数	90	0	18	0	108
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	7				
	床 数	223				

※地域密着型サービスのうち、地域密着型特定施設入居者生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスは、要支援では利用することができません。

※サービス付き高齢者向け住宅の整備については、県が実施主体のため、整備計画に反映できません。

施設・居住系サービス利用者の見込み(1か月あたり)



※地域密着型サービス：認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人、福祉施設入所者生活介護
 ※施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

※施設・居住系比率は、第2号被保険者を含む認定者数に対する割合です。

保険料段階の設定

第8期介護保険料所得段階別保険料額については、以下のように設定しました

種 別	区 分	第 8 期	
		保険料率	年額保険料
世帯全員が住民税非課税	第1段階	・生活保護を受給している方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 基準額 ×0.50	35,400円
		・世帯全員が住民税非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の方 基準額 ×(0.30)	(21,200円)
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の方 基準額×0.69	48,900円
		基準額×(0.50)	(35,400円)
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える方 基準額×0.75	53,100円
		基準額×(0.70)	(49,600円)
世帯の誰かが 本人が住民税 非課税 本人が住民税 課税	第4段階	本人以外に住民税課税の方がいる世帯で、本人が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の方 基準額 ×0.90	63,800円
	第5段階	本人以外に住民税課税の方がいる世帯で、本人が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える方 基準額	70,900円
本人が住民税課税	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方 基準額 ×1.20	85,000円
	第7段階	第7段階 本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の方 基準額 ×1.30	92,100円
	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 基準額 ×1.50	106,300円
	第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上500万円未満の方 基準額 ×1.70	120,500円
	第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 基準額 ×1.90	134,700円
	第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 基準額 ×2.00	141,800円
	第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方 基準額 ×2.10	148,800円

※1 第1段階から第3段階の()は、公費投入により軽減された保険料率及び年額保険料です。

※2 合計所得金額について ・第1段階から第5段階については、公的年金収入にかかる雑所得を控除した額。

・土地を譲渡した場合に生じる売却収入等がある場合、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

《 計画の推進と進行管理 》



計画の推進

(1) 行政内部における関係部門との連携

高齢福祉・介護保険部門間の連携はもとより、高齢者に関わる関係部署との情報共有化や連携を図り、庁内での総合的な推進体制を整備します。

(2) 関係団体等との連携

高齢者を取り巻くサービスを展開する上で、行政のみならず、各種関係団体等と様々な形で情報交換・各種研修会等を行います。本市の地域資源の整理を行うとともに市民をはじめとする関係者間の協力体制を構築し、地域共生社会を目指します。

(3) 計画の普及啓発

本計画について、市民及び関係者等にわかりやすく伝えていくために、広報紙、ホームページ等を活用し積極的に広報するとともに、職員による出前講座や様々な機会を利用して、計画内容を普及啓発していきます。

目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査及び評価等を行い、PDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

目標の達成状況については、第8期計画の最終年度である令和5年度に市の広報やホームページ等において公表します。

第8期 真岡市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和3年3月発行

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市健康福祉部 いきいき高齢課 TEL 0285-83-8195